第三条の三第一号中「準用する場合を含む」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「第七十五条の二第六項」を「第七十五条の二第八項」に改め、「みなされた場合を含む。）」の下に「又は同法第七十五条の二第二項（同法第百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定による同法第七十五条の二第一項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分（同法第七十五条の二第八項において準用する同法第七十五条第五項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下この号及び次項第二号において「指定等の処分」という。）」を加え、「申告書の提出期限の延長の処分に」を「提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分に」に、「以下この条」を「次号及び第三号」に改め、同条第二号中「第七十五条の二第五項」を「第七十五条の二第七項」に改める。

第三条の三の二第一項第一号中「が延長された」を「の延長がされた」に改め、「同じ。）」の下に「又は同法第八十一条の二十四第二項において準用する同法第七十五条の二第二項の規定による同条第一項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分（同法第八十一条の二十四第三項において準用する同法第七十五条第五項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下この号及び次項第二号において「指定等の処分」という。）」を加え、「申告書の提出期限の延長の処分が」を「提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分が」に改め、同項第二号中「第七十五条の二第三項」を「第七十五条の二第五項」に、「以下この条」を「次号及び次項」に改め、同項第三号中「第七十五条の二第五項」を「第七十五条の二第七項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第七十五条の二第三項」を「第七十五条の二第五項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　指定等の処分　当該指定等の処分があつた日から七日以内

第三条の四の二第一項第四号中「第三項及び第三条の四の四」を「第三条の四の四第一項第四号及び第五号」に改め、同条第三項第四号を次のように改める。

四　第二号の合意に基づく地方法人税額（当該合意に基づく国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十六条の規定による更正に係る地方法人税額をいう。第三条の四の四第三項第四号及び第五号において同じ。）

第三条の四の四第三項第五号中「第一号の申立てに係る」を「第三号の合意に基づく」に改める。

第四条の四の表㈢中「第二十四条の四第四項」を「第二十四条の四第六項」に改める。

第五条第一項中「その」を「同表の」に改め、同項の表㈢中「課税標準」を「課税標準額の総額」に改める。

第六条の見出し中「課税標準額」を「課税標準」に改め、同条中「事業税又は」を「事業税額又は」に、「事業税の税額」を「事業税額」に、「当該法人」を「当該合併法人」に、「付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額の総額」を「同条第一項において規定する課税標準額の総額（第一号において「課税標準額の総額」という。）」に、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同条各号を次のように改める。

一　当該合併法人の前事業年度中に適格合併がなされた場合　前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定課税標準額の総額（当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度に係る事業税額として当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係る事業税額の基礎となつた課税標準額の総額をいう。以下この条において同じ。）に乗じて当該確定課税標準額の総額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額

二　当該合併法人の当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内に適格合併がなされた場合　当該事業年度開始の日から六月の期間のうちその適格合併の日以後の期間の月数を被合併法人の確定課税標準額の総額に乗じて当該確定課税標準額の総額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額

第六条の二の見出し中「課税標準額」を「課税標準額の総額」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第四項中「事務所又は事業所」を「事業所等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「事務所又は事業所」を「事業所等」に改め、「あん分した」を「按分した」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第七十二条の四十八第四項に規定する」を「第七十二条の四十八第四項第三号の固定資産の価額の」に、「固定資産の価額」を「数値」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　法第七十二条の四十八第四項第一号ただし書に規定する資本金の額又は出資金の額が一億円以上の製造業を行う法人の工場とは、当該法人の行う主たる事業が次に掲げる事業であるものの物品の製造、加工又は組立て等生産に関する業務が行われている同条第三項第一号に規定する事業所等（第五項及び第六項において「事業所等」という。）とする。

一　食料品製造業
二　飲料・たばこ・飼料製造業
三　繊維工業
四　木材・木製品製造業
五　家具・装備品製造業
六　パルプ・紙・紙加工品製造業
七　印刷・同関連業
八　化学工業
九　石油製品・石炭製品製造業
十　プラスチック製品製造業
十一　ゴム製品製造業
十二　なめし革・同製品・毛皮製造業
十三　窯業・土石製品製造業
十四　鉄鋼業
十五　非鉄金属製造業
十六　金属製品製造業
十七　機械器具製造業
十八　その他の製造業
十九　自動車整備業
二十　機械修理業
二十一　電気機械器具修理業

3　前項の場合において、資本金の額又は出資金の額が一億円以上の法人であるかどうかの判定は、当該事業年度終了の日の現況によるものとする。

第六条の二を第六条の二の二とし、第六条の次に次の一条を加える。

**第六条の二**　（法第七十二条の四十八第三項第二号イの事業等）

法第七十二条の四十八第三項第二号イに規定する小売電気事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、他の者の需要に応じ電気を供給する事業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業をいう。）、同条第一項第八号に規定する一般送配電事業（次項及び第四項において「一般送配電事業」という。）、同条第一項第十二号に規定する特定送配電事業（第四項において「特定送配電事業」という。）、同条第一項第十四号に規定する発電事業（第四項において「発電事業」という。）及び第四項に規定する事業に該当する部分を除く。）とする。

2　法第七十二条の四十八第三項第二号ロに規定する送電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物（電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。第四項において同じ。）により電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者に同項第四号に規定する振替供給を行う事業（一般送配電事業及び同項第十号に規定する送電事業に該当する部分を除く。）とする。

3　法第七十二条の四十八第三項第二号ロ(1)に規定する総務省令で定める要件は、電圧六十六キロボルト以上の電線路であることとする。

4　法第七十二条の四十八第三項第二号ハに規定する発電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業（発電事業に該当する部分を除き、当該電気を発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合には、当該供給を行う事業（小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業に該当する部分を除く。）を含む。）とする。

第七条の二の六第一項第四号中「按分して」を「按分して」に改める。